

宮津市教育大綱

(最終案)

平成 27 年 11 月
宮津市

【策定の趣旨】

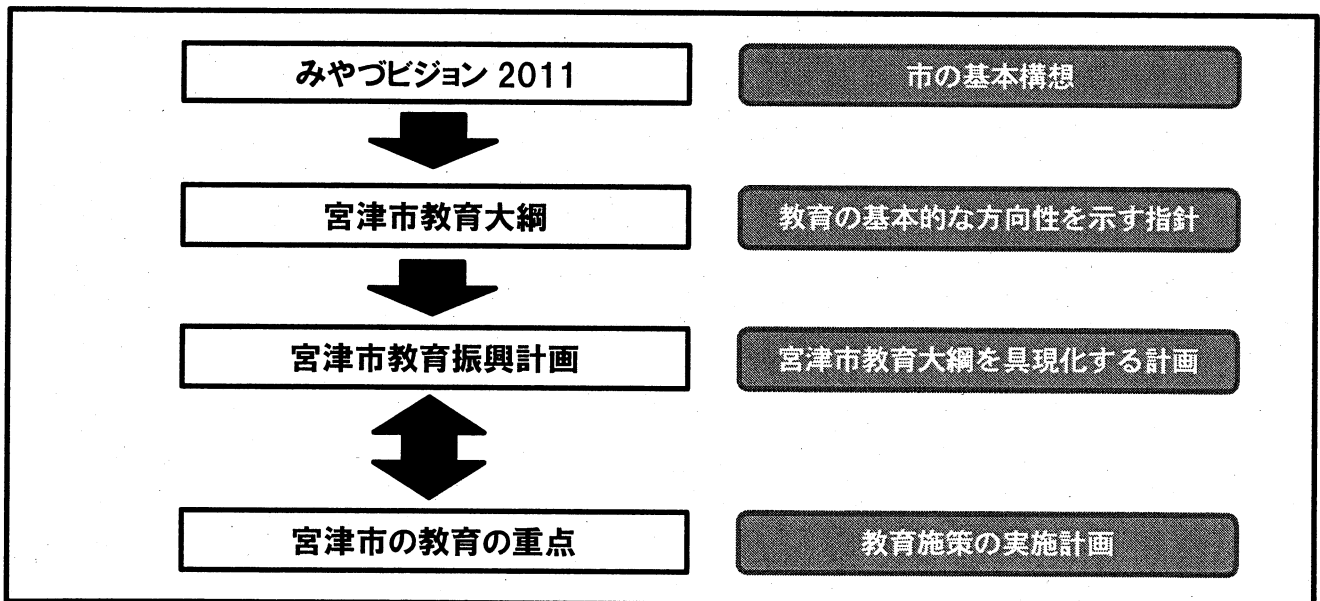
宮津市では、平成元年に『宮津市民憲章』を制定し、将来にわたる豊かなまちづくりに向けた市民の守るべき規範を示すとともに、平成 23 年に策定した『みやづビジョン 2011』の基本施策“教育の充実と人材育成”に基づき、教育の振興を図ってきました。

国においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律を平成 27 年 4 月に施行され、地方公共団体の長は当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

このため、本市における教育をより一層充実させるため、基本的な教育の方向性を示す指針となる『宮津市教育大綱』を策定することとしました。

【大綱の位置づけ】

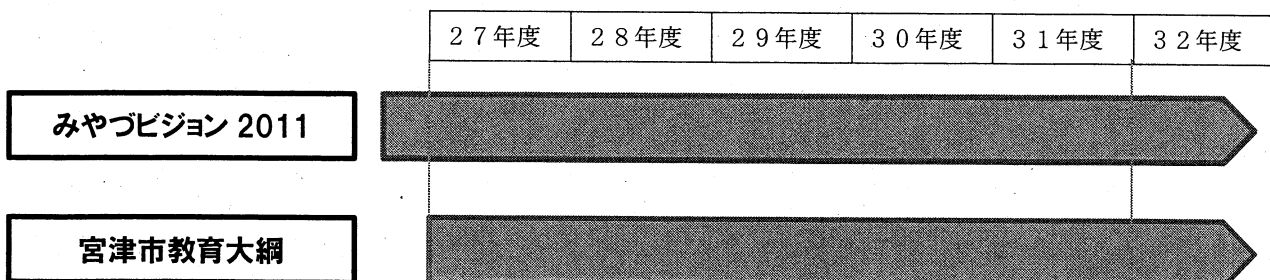
本大綱は、「みやづビジョン2011」（平成23年度～平成32年度）の市基本構想に基づき、教育の振興を図るうえでの基本的な方向性、目標を定めるものです。



※宮津市教育振興計画は、平成 27 年度中を目途に策定する予定です。

【計画期間】

本大綱の計画期間は、「みやづビジョン 2011」の計画期間の最終年度と合わせるため、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間とします。



【基本理念とめざす人間像】

◆基本理念

『教育のまち みやづ』～豊かな心が育まれ文化が息づくまち～

本市は、日本三景天橋立に代表される美しい自然と悠久の歴史にはぐくまれ、すぐれた文化を継承するまちです。

明治初期(明治8年)には、自由民権運動に心を寄せる人々により天橋義塾が開かれるとともに、京都府下で2番目に古い公立幼稚園が発足するなど、歴史的にも先駆的な教育機関を育んだ、いわば教育のまちとしての風土を有しています。さらには、現在、市内に3校の特色ある高等学校が設置され、市内外から数多くの生徒が通学しています。

このように、先人からの知恵をつないできた当地域は、住民の誇りでもあり財産でもあります。

このため、地域住民が誇りを持って社会総がかりで教育にあたることを念頭に、“豊かな心が育まれ、文化が息づくまち”を目指すこととし、未来を担う子どもたちの安心で安全な教育現場をつくり、「生きる力」を育み、市民の文化・スポーツ活動を推進し、市民一人ひとりが自ら学び、成長を続ける生涯現役の風土づくりとなる『教育のまち みやづ』を基本理念とするものです。

◆めざす人間像

大綱策定にあたり、基本理念『教育のまち みやづ』の下、めざす人間像を次のとおりとします。

- 知恵をつなぎ、自然・人・社会とつながる人
- 知恵を活かし、新しい価値を創り出して世界に発信する人
- ふるさと宮津への愛と誇りを持ち、明日の宮津を創る人

【基本方針】

基本理念の達成に向けて、次の3つの基本方針を柱とします。

基本方針1	宮津の明日を創る子どもの育成
よりたくましく、優しい子どもの育成を基本としつつ、夢と希望を持ち、ふるさとの様々な知恵や力を活かし、豊かな感性と社会性が育つ子どもの育成に努めます。	
基本方針2	生涯にわたる充実した豊かな学び
市民一人ひとりが生涯にわたって学習やスポーツ活動に親しみ、生き生きと心豊かに暮らしていけるよう、学習機会と場の提供を図るなど、学習環境の充実に努めます。	
基本方針3	誇りと愛着のある地域文化の保存・活用
先人たちが遺した本市の豊かな歴史・文化的資源を次世代へ保存・継承するとともに、生活に息づく文化・芸術活動の振興を図り、郷土への愛着と誇りを育む環境づくりに努めます。	

【基本方針1】 宮津の明日を創る子どもの育成

【施策の内容】

乳幼児期は、人格形成の基礎が培われる最も大切な時期でもあることから、就学前の幼稚園及び保育所（園）に入園（所）する子どもたちの教育・保育内容の充実を図るとともに、学校生活においては、未来を担う子どもを育成するため、個性を伸ばし、豊かな人間性を育む教育の充実を図ります。

また、子どもたちが教育・保育施設で快適に集団生活を過ごすことができるよう、幼稚園及び保育所（園）の環境の充実を図るとともに、小学校及び中学校においては、児童生徒にとって安心で安全なよりよい教育環境を確保し、その充実を図ります。

- 学びの基礎を育てる教育・保育の充実

- 質の高い学力の充実・向上

- 心身ともに健やかな子どもの育成

知・徳・体の調和がとれ「生きる力」を備えた子どもの育成

人権意識、自尊感情の育成

- 特別支援教育の充実

- 就学前の教育・保育環境の充実

- 学校教育環境の整備・充実

安全で良好な教育環境の整備

- 放課後児童クラブの充実

【基本方針2】 生涯にわたる充実した豊かな学び

【施策の内容】

子どもから大人まで、市民一人ひとりが生涯にわたる学習活動を主体的に行える生涯学習社会を実現するため、人生の各時期に応じた学習機会・場の提供と、地域の特性を活かした学習基盤の充実を図ります。

- 生涯学習の充実
- 生涯スポーツ社会の実現
 - 生涯スポーツの推進
 - 子どもスポーツの充実
 - 競技スポーツの充実
- 社会教育施設の整備・充実
 - 図書館の充実
- 家庭や地域の教育力の向上
- 人権教育、人権啓発の推進

【基本方針3】 誇りと愛着のある地域文化の保存・活用

【施策の内容】

本市の豊かな歴史・文化的資源を後世に伝えるため、文化財の調査、保護及び指定の推進を図るとともに、学校・地域とも連携しながら郷土の歴史や文化を身近に感じられる環境づくりを進めます。また、日常生活の中に喜びや楽しみ、明日への活力をもたらす文化・芸術活動の振興を図るため、活動の支援や文化に親しむ機会・場の充実を図ります。

- 文化財の保護と活用
- 文化・芸術活動の促進

施策の体系図

